

## 贈与税の時効

**Q** : 相続時精算課税制度の創設に伴い、贈与税の時効について見直しがされたと聞きました。詳細について教えてください。

**A** : 贈与税にかかる更正、決定は法定申告期限から6年を経過する日まで行うことができることとされ、従来より遡及する期間が長くなりました。

### 【解説】

これまで、贈与税の更正（低い税額で申告された申告書を税務署が是正すること）は、法定申告期限から3年を経過する日まで、減額更正（高い税額で申告された申告書を税務署が是正すること）や決定（申告されていない人に対して税務署が税額を決めること）は5年を経過する日までにしないとできない（時効のようなもの）とされてきました。

これが、相続時精算課税制度の創設にともない見直され、贈与税にかかる更正、決定は法定申告期限から6年を経過する日まで行うことができることとされました。

つまり、これまで税務署は、贈与税に関する申告については、法定申告期限から3年しか遡れなかったのですが、今後は6年まで遡って課税できるようになったということです。納税者は注意が必要です。

なお、この更正、決定の対象となる贈与は、相続時精算課税贈与だけでなく、すべての贈与が対象となっていますので、この点についても注意が必要です。

この改正の適用時期は平成16年1月1日以後の贈与分にかかる贈与税からです。

